

# 令和8年7月 町営住宅入居者募集案内

◆募集戸数 : 3戸

◆募集住宅 : 富里公営住宅 A棟205号 (所在地 : 富士見町落合11227番地32)

・平成12年度建築 ・中耐3階建 ・床面積 : 59.82㎡

・間取 : 2DKY (部屋の詳細 : 8帖和室 ・ 6帖和室) ・駐車場 : 1台(無料)

・トイレ : 水洗 ・浴槽・浴室給湯 : 有り ・公共下水 ・LPガス ・单身不可

乙事町営住宅 2号 (所在地 : 富士見町乙事529番地2)

・昭和60年度建築 ・木造平屋建 ・床面積 : 43.06㎡

・間取 : 2KY (部屋の詳細 : 6帖和室 ・ 6帖和室) ・駐車場 : 1台(無料)

・トイレ : 水洗 ・浴槽・浴室給湯 : 有り ・公共下水 ・LPガス ・单身可(要件有)

乙事町営住宅 4号 (所在地 : 富士見町乙事529番地2)

・昭和60年度建築 ・木造平屋建 ・床面積 : 43.06㎡

・間取 : 2KY (部屋の詳細 : 6帖和室 ・ 6帖和室) ・駐車場 : 1台(無料)

・トイレ : 水洗 ・浴槽・浴室給湯 : 有り ・公共下水 ・LPガス ・单身可(要件有)

◆家賃 : 公営住宅法に基づき算定 [令和8年度]

富里公営住宅 A205号 17,300円~33,900円

富士見町営住宅条例により一律

乙事町営住宅 2号 30,100円

乙事町営住宅 4号 30,100円

◆入居資格 : 以下の条件を全て満たす方

- ①現に同居し又は同居しようとする親族(3ヵ月以内に婚姻する婚約者を含む)があること  
(町営住宅条例第5条第2項に該当する方は、乙事町営住宅2号及び4号のみ单身入居可)
- ②地方税を滞納していないこと
- ③入居者及び同居者の合計収入の月額が政令で定める基準額以下であること  
[(所得税法で算出した前年所得金額の合計-政令で定める控除額※1)÷12]  
…**一般世帯**は月額15万8千円以下 **裁量世帯**※2は月額21万4千円以下
- ④現に住宅に困窮していることが明らかであること。(他の公営住宅入居者や持ち家がある方は原則不可)
- ⑤町内に住所または勤務場所を有すること
- ⑥入居者及び同居者が暴力団員ではないこと

◆募集期間 : 令和8年7月1日(水)~令和8年7月15日(水)までの平日

[受付時間 午前8時30分~午後5時15分]

◆申込方法 : 総務課管財係備え付けまたはホームページ内の申込み用紙に記入し、添付書類とともに総務課管財係窓口へ提出

◆提出書類 : ①公営・町営住宅入居申込書

②住民票の写し(入居予定者全員を記載したもの。本籍・続柄等『省略』のないもの)

③R8年度の所得・課税・扶養証明書(R7年中の所得について)

\*入居予定の16歳以上の方全員分→所得のない方も対象

…1月1日現在、住所があった市町村役場税務担当課で発行されます。(富士見町は財務課で発行します)

④R8年度の納税証明書

\*R8年度に課税のある方全員分…市町村役場税務担当課で発行されます。

・障害者手帳等の写し(該当者のみ)

・その他事実を証明する書類(該当者のみ)

…ひとり親世帯(子ども支援係)・生活保護(社会福祉係)・介護保険認定(介護高齢者係)・DV被害者(女

性相談センター・福祉事務所等)・婚約証明(両親と仲人の方が証明したもの)等

◆**選考方法** : 申込が重複の場合公開抽選による。

◆**抽選日時** : 令和8年7月16日(木) 午前10:00より (場所:役場3階図書室)

欠席の場合は落選となります。(代理出席可)

◆**入居日** : 原則として入居決定通知後10日以内

◆**入居決定後の手続** ~ 決定通知の日から10日以内に以下の手続をしてください ~

◎**各書類の提出**

- ・入居誓約書
- ・入居者確約書
- ・入居者の印鑑登録証明書
- ・婚約誓約書(婚姻の予約者のみ)
- ・連帯保証人※3確約書 (2名分)
- ・各連帯保証人の住民票の写し(本籍省略のないもの)
- ・各連帯保証人の所得証明書
- ・各連帯保証人の納税証明書
- ・各連帯保証人の印鑑登録証明書

◎**敷金の納入(家賃の3か月分)**

敷金は家賃滞納・修繕未履行の場合を除き、退去時に返却します。(畳の表替え・障子、襖の張替え・自己の責による損傷箇所の修繕等は自己負担)

★**入居後の主な留意事項**★

- ① 町営・公営住宅では、犬・猫等のペットを飼うことはできません
- ② 地元区・部・組等への加入をして下さい
- ③ 近隣の方々に迷惑を及ぼす行為は絶対にしないで下さい
- ④ 住宅を自己の財産に対するものと同じように注意し維持管理して下さい
- ⑤ 許可された同居者以外の者の同居や、模様替え等をしないで下さい
- ⑥ 入居時説明する事項について、厳守して下さい
- ⑦ 町に納付する税金・料金は、納期限までに納付して下さい。正当な理由なく3ヶ月以上住宅使用料を滞納した場合、明渡請求することがあります

※1 政令で定める控除額

- ・同居者及び同居以外の控除対象配偶者・扶養親族1人につき38万円
- ・上記控除対象者が70歳以上である場合1人につき10万円加算
- ・控除対象者が特定扶養親族(16歳以上23歳未満)である場合1人につき25万円加算
- ・障害者(本人、扶養親族)1人につき27万円(身体1・2級、精神1級、知的Aは1人につき40万円)
- ・所得税法に規定する寡婦はその者の所得を限度として27万円以内・ひとり親は35万円以内
- ・入居者又は同居者に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者がいる場合はその者の所得を限度として10万円以内

※2 裁量世帯

- ・入居者が60歳以上で、かつ同居者全員が60歳以上か18歳未満の世帯
- ・本人又は同居者が身体1~4級・精神1~2級・知的障害者療育手帳A1~B1の各手帳、戦傷病者、原爆被爆者手帳の交付を受けている、または、ハンセン病療養所入所者、引揚者がいる世帯
- ・同居者に小学校就学の始期に達するまでのお子さんがある世帯 など

※3 **連帯保証人の資格 (以下の条件をすべて満たす方)**

- ① 町内に住所を有する方、または申込名義人の3親等以内の方
- ② 入居決定者と同程度以上の収入を有する方
- ③ 地方税を滞納していない方
- ④ 成年被後見人又は被保佐人でない方
- ⑤ 公営住宅の入居者でない方

【問合せ先】 〒399-0292 富士見町落合 10777 番地 富士見町役場 総務課管財係 Tel0266-62-9325